

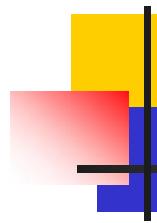
# 税制改正大綱の概略と 改正スケジュール

# 主な税制改正のスケジュール

	2018/1 (H30)	2019/4 (H31)	2020/1 (R2)	2020/10	2022/4 (R4)	
	2018/4	2019/10 (R1)	2020/4	2021/1 (R3)		
法人税	法人実効税率引下げ 29.74% (▲2.37%)			オープンイノベーションに係る措置		連結納税制度の見直し グループ通算制度へ
	事業承継税制の特例（10年間） 猶予割合80%→100%					
相続税		小規模宅地等の見直し 家なき子・貸付事業用の対象縮小				
		小規模宅地等の見直し 特定事業用宅地等の対象縮小				
	積立NISAの創設					
所得税			給与所得控除の引下げ 控除額上限220万円→195万円			
			新しい住宅ローン減税の創設			
				国外中古建物の不動産所得に 係る損益通算等の特例の創設		
消費税	税率8%	税率10%				
				居住用賃貸建物の仕入税額控除の見直し		

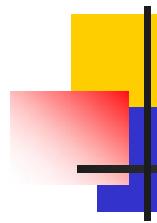
増税

減税



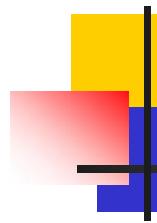
# 令和2年度税制改正大綱 概略 ①法人税

項目	内容	適用時期等
オープンイノベーションに係る措置の創設	<p>① 青色申告法人で特定事業活動を行うものが、一定のベンチャー企業の株式を取得し、<u>その株式の取得価額の25%以下の金額</u>を特別勘定で経理したときは、<u>所得金額を限度にその金額を損金算入</u>できる制度が創設されます。</p> <p>② 上記はその払込金額が1億円以上（中小企業者は1,000万円以上、外国法人の払い込みにあっては5億円以上）であり、対象となる払い込みには上限が設けられます。</p>	令和2年4月1日から 令和4年3月31日までの間に取得した株式等に適用
交際費課税の見直し	<p>① 交際費の損金不算入制度の適用期限が<u>2年延長</u>されます。</p> <p>② 接待飲食費に係る損金算入の特例（50%基準）の対象法人からその資本の額等が100億円を超える法人が除外され、その適用期限が2年延長されます。</p> <p>③ 中小法人に係る損金算入の特例（年800万円の定額控除限度額）の適用期限が2年延長されます。</p>	①～③ 令和4年3月31日までの開始事業年度まで延長
特定高度情報通信用認定設備を取得した場合の特別償却・税額控除（5G/第5世代移動通信システム）	5G（第5世代移動通信システム）設備の導入を促す観点から、全国5G基地局の前倒し整備、及びローカル5Gの整備に係る一定の投資について、 <u>30%の特別償却と15%の税額控除</u> の選択適用ができる制度が創設されます。	特定高度情報通信用等システムの普及の促進に関する法律（仮称）の施行の日から令和4年3月31日までの間に取得した場合に適用
連結納税制度の見直し	<p>① 連結納税制度が見直され、<u>グループ通算制度へ移行</u>します。</p> <p>② 欠損法人の欠損金額の合計額（所得法人の所得金額の合計額を限度）を所得法人の金額の比で按分し、所得法人において損金算入できるようになります。</p> <p>③ 個別の法人の修正・更正の影響が通算グループ内の他の法人に及ばないような措置が講じられます。</p>	令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用



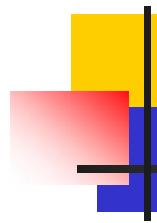
## 令和2年度税制改正大綱 概略 ①法人税

項目	内容	適用時期等
少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し・延長	<p>① 中小企業者等の少額減価償却資産（取得価額30万円未満の減価償却資産）の損金算入の特例の適用期限が<u>2年間延長</u>されます。</p> <p>② 常時使用する従業員の数が500人を超える法人が特例の対象外となります（現行1,000人超）。</p> <p>③ 対象法人から連結法人が除外されます。</p>	令和4年3月31日まで延長
子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避への対応	法人が一定の特定関係子会社から受ける配当等の額が、株式等の帳簿価額の10%を超える場合には、その配当金額のうち益金不算入相当額を、 <u>その株式等の帳簿価額</u> から引き下げられます。	大綱に明記されず
企業版ふるさと納税の延長	<p>① <u>適用期限が5年間延長</u>されます。</p> <p>② 企業版ふるさと納税の税額控除限度額の計算においては、現行は支出寄附金の合計額の20%とされているところ、<u>2倍の40%</u>に引き上げられます。</p>	令和7年3月31日までの寄附金について適用



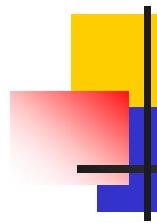
## 令和2年度税制改正大綱 概略 ②所得税

項目	内容	適用時期等
各NISA制度の見直し	<p>① <u>つみたてNISA</u>の口座開設可能期間が<u>5年間延長</u>されます。</p> <p>② <u>一般NISA</u>はリスクの低い投資信託を対象にした積立枠（投資限度額 <math>20\text{万円} \times 5\text{年} = 100\text{万円}</math>）と、従来通りの上場株式等にも投資可能な積立枠（投資限度額 <math>102\text{万円} \times 5\text{年} = 510\text{万円}</math>）の仕組みに改組の上、<u>5年間延長</u>されます。</p> <p>③ <u>ジュニアNISA</u>口座開設期間が<u>令和5年12月末</u>をもって終了し、令和6年以後は課税未成年者口座及び未成年者口座内の上場株式等・金銭の全額を源泉徴収なしに払い出すことができるようになります。</p>	<p>①令和24年12月31日までの口座開設まで延長</p> <p>②令和10年12月31日までの口座開設まで延長</p> <p>③令和5年12月31日の口座開設で終了</p>
未婚のひとり親に対する税制上の措置の創設	<p>① <u>未婚のひとり親に寡婦（夫）控除</u>が適用されます。</p> <p>② 寡婦（夫）控除について、以下の改正が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寡婦に寡夫と同等の所得制限（所得500万円以下）が設けられます。</li> <li>・住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある方は対象外となります。</li> <li>・子ありの寡夫の控除額が子ありの寡婦と同額（27万円→35万円）となります。</li> </ul>	令和2年分の所得税から適用
低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設	個人が、都市計画区域内にある低未利用土地等（保有期間5年超・建物等を含めた譲渡対価500万円以下のものに限る）で、市区町村長の確認がされた一定のものを譲渡した場合には、長期譲渡所得の金額から <u>最大100万円控除</u> できるようになります。	土地基本法等の一部を改正する法律（仮称）の施行日又は令和2年7月1日のいずれか遅い日から令和4年12月31日までの譲渡について適用
配偶者居住権が消滅した場合の取得費等	配偶者居住権・配偶者敷地利用権の消滅等の対価を受け取る場合の譲渡所得の取得費について、一定の計算で行うよう措置が講じられます。	大綱に明記されず（配偶者居住権の施行日は令和2年4月1日）



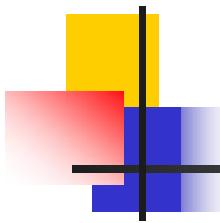
## 令和2年度税制改正大綱 概略 ②所得税

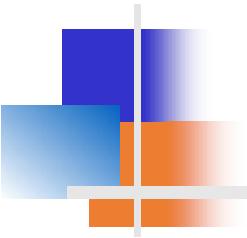
項目	内容	適用時期等
居住用財産の買換え等の場合の各特例の延長	<p>以下の制度が<u>2年間延長されます。</u></p> <p>① 特定の居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例          ② 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除          ③ 特定居用財産の譲渡損失の損益通算・繰越控除</p>	令和3年12月31日までの居住用財産の譲渡まで延長
居住用財産の譲渡特例を適用した場合の住宅ローン控除の適用の見直し	新規住宅の居住年から3年後に従前住宅を譲渡した場合において、その譲渡について3,000万円控除等の譲渡特例の適用を受けるときは、新規住宅について <u>住宅ローン控除の適用ができなくなります。</u>	令和2年4月1日以後の従前宅地等の譲渡から適用
国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例の創設	<p>① <u>個人の国外中古建物から生ずる不動産所得の損失</u>がある場合で、その国外不動産所得の損失の金額のうち、簡便法等による国外中古建物の償却費に相当する部分の金額は、<u>生じなかつたもの</u>とみなされます。</p> <p>② 上記①の適用を受けた国外中古建物を譲渡した場合の譲渡所得の計算上、償却費の額の累計額から上記①によりなかつたものとみなされた償却費相当額を除く等の所要の措置が講じられます。</p>	①令和3年分以後の所得税について適用
所有者不明土地等に係る固定資産税の課税措置	市町村長は土地・家屋について、 <u>登記簿等に所有者として登記等がされている個人が死亡している場合</u> 、その土地・家屋の現所有者に、市町村の条例で定めることにより、その現所有者の氏名、住所その他の固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができます。	令和2年4月1日以後の条例の施行の日以後に現所有者であることを知った者から適用
国外財産調書制度の見直し	相続開始年の12月31日において有する国外財産に係る国外財産調書について、その相続又は遺贈により取得した <u>国外財産を記載しない</u> で提出できるようになります。	令和2年分以後の国外財産調書又は財産債務調書について適用



## 令和2年度税制改正大綱 概略 ③消費税・相続税

項目	内容	適用時期等
消費税の申告期限の延長	法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出すれば、消費税の確定申告書の提出期限が <u>1月延長</u> されます。	令和3年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用
居住用賃貸建物の仕入税額控除の見直し	<p>① 一定の居住用賃貸建物の課税仕入れについては、<u>仕入税額控除制度の適用が認められなくなります。</u></p> <p>② ①の仕入れの日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の末日までに住宅貸付以外の貸付の用に供した場合や譲渡した場合は、仕入税額控除の調整措置が講じられます。</p>	令和2年10月1日以後に居住用賃貸建物の仕入れを行った場合について適用
医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の延長	「持ち分の定めのある医療法人」の出資者が出資持分を放棄したことにより、他の出資者の出資持分の価値が増加した部分につき贈与税が課税される場合等に、一定要件を満たせば贈与税が猶予される等の医業継続に係る相続税・贈与税の納税制度の適用期限が <u>3年間延長</u> されます。	大綱に明記されず





# 法人課稅

# オープンイノベーションに係る措置の創設（法人税・法人住民税・法人事業税）

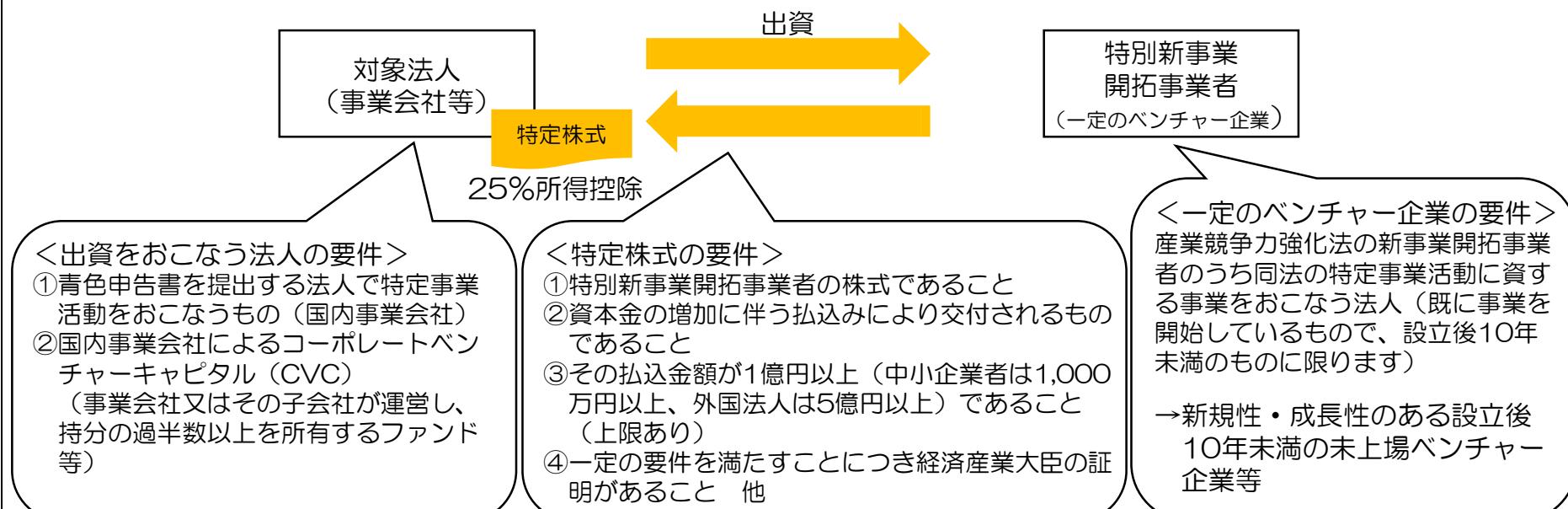
## ポイント

対象法人（事業会社）が、特定株式（一定のベンチャー企業の株式）を取得した場合に、その特定株式の取得価額の25%以下の金額を損金算入できる措置が創設されます。

## 改正内容

対象法人が、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に特定株式を取得し、かつ、その取得の日を含む事業年度末までに保有している場合において、その特定株式の取得価額の25%以下の金額を特別勘定として経理したときは、その事業年度の所得金額を限度として損金算入ができることとされます。

この特別勘定の金額は、特定株式の譲渡その他の取崩し事由に該当することとなった場合には、その事由に応じた金額を取り崩して益金算入されます。ただし、その特定株式の取得から5年を経過した場合は、この限りではありません。



（出典：経済産業省資料を一部加筆）

## 適用時期

明記なし

ただし、令和2年4月1日から令和4年3月31日までに取得した特定株式が対象

# 大企業向け研究開発税制等の税額控除規定の不適用

## ポイント

一定の要件を満たさない大企業について、適用対象外となる税額控除制度に5G投資促進税制が加えられ、設備投資要件の見直しがおこなわれます。

## 改正内容

次の要件のいずれにも該当しない大企業（※1）については、一定の税額控除制度（※2）が適用できることとなります。

要件	現行	改正案
1. 所得金額要件（※3）	その事業年度の所得金額が前事業年度の所得金額以下	改正なし
2. 給与等支給額要件（※4）	継続雇用者給与等支給額 > 継続雇用者比較給与等支給額	改正なし ここが見直し
3. 設備投資要件	国内設備投資額 > 当期償却費総額 × 10%	国内設備投資額 > 当期償却費総額 × 30%

※1 大企業とは、中小企業者等（中小企業者又は農業協同組合等以外の法人をいいます）以外の法人をいい、中小企業者とは、資本金が1億円以下の法人（同一の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人及び2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人を除きます）及び資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人をいいます。

※2 一定の税額控除とは、次の制度をいいます。

- (1) 研究開発税制（試験研究を行った場合の税額控除）
- (2) 地域未来投資促進税制（地域経済牽引事業の促進地域内において特定事業用機械等を取得した場合の税額控除）
- (3) 情報連携投資等の促進に係る税制
- (4) 5G投資促進税制

※3 所得の金額は欠損金の繰越控除前の金額とする等、一定の調整をおこなうこととなります。

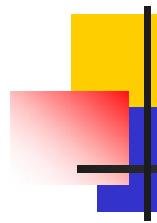
また、設立事業年度又は合併等を含む事業年度は除かれ、所得金額要件には該当しないこととなります。

※4 継続雇用者がいない場合には、上記2の要件は満たすこととなります。

## 適用時期

明記なし

（出典：経済産業省資料を一部加筆）



# 大企業向け給与等の引上げ及び設備投資をおこなった場合等の税額控除制度の見直し（法人税・法人住民税）

## ポイント

給与等の引上げ及び設備投資をおこなった場合等の税額控除制度の適用要件のうち、設備投資に関する要件が見直されます。

## 改正内容

### 1. 適用要件

要件	現行	改正案
1. 雇用者給与等支給額要件	雇用者給与等支給額>比較雇用者給与等支給額	改正なし
2. 継続雇用者給与等支給額要件	継続雇用者給与等支給額異≥継続雇用者比較給与等支給額×103%	改正なし
3. 設備投資要件	国内設備投資額≥当期償却費総額×90%	国内設備投資額≥当期償却費総額×95%

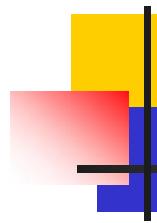
ここが見直し

### 2. 税額控除額

税額控除額	現行	改正案
1. 通常	給与等支給総額の対前年度増加額の15%の税額控除	改正なし
2. 上乗せ措置	教育訓練費が対前年度比20%以上増加の場合には20%の税額控除	改正なし
3. 控除限度額	適用年度の調整前法人税額の20%相当額	改正なし

## 適用時期

明記なし



# 交際費等の損金不算入制度の見直し

## ポイント

- ・交際費等の損金不算入額制度について、その適用期限が2年延長されます。
- ・資本金の額等が100億円超の法人については、接待飲食費の特例の対象法人から除外された上で、その適用期限が2年延長されます。

## 改正内容

### 1. 制度の概要

交際費等の額は、原則としてその全額が損金不算入とされていますが、損金不算入額の計算にあたっては定額控除限度額や接待飲食費に関して一定の措置が設けられています。

### 2. 改正案

区分	資本金の額等	現行	改正案
中小法人 (※1)	1億円以下の法人 (※1)	損金不算入額は、以下のいずれかの金額 (1) 定額控除限度額(※2)を超える部分の金額 (2) 接待飲食費(※3)の50%に相当する金額を超える部分の金額	2年延長
中小法人以外の法人	100億円以下の法人	接待飲食費の50%に相当する金額を超える部分の金額	2年延長
	100億円超の法人		適用対象から除外

※1 ①資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人の100%子法人、②100%グループ内の複数の大法人に発行済株式又は出資の全部を直接又は間接に保有されている法人(①の法人を除く)は除く

※2 定額控除限度額・・・800万円に当該事業年度の月数を乗じ、これを12で除して計算した金額

※3 接待飲食費・・・飲食その他これに類する行為のために要する費用  
(専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く)

## 適用時期

令和2年4月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度

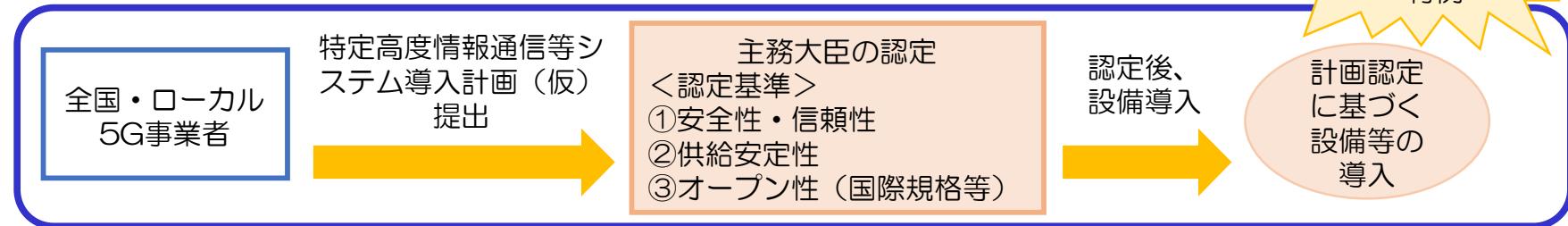
# 5G投資促進税制の創設 (法人税・法人住民税・法人事業税)

## ポイント

- 5G設備に係る投資について、税額控除又は特別償却を認める措置が新たに講じられます。
- 固定資産税についても、一定の減免を認める措置が新たに講じられます。

## 改正内容

### 1. 適用までの流れ



### 2. 課税の特例の内容

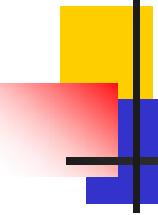
対象企業	対象設備(イメージ)※	税額控除	特別償却	固定資産税
全国5G事業者	・送受信設備 ・アンテナ(空中戦)	取得価額 ×15%	取得価額 ×30%	3年間、課税標準が 取得価額×1/2
ローカル5G事業者	・送受信設備 ・通信モジュール ・コア設備 ・光ファイバ	(当期法人税額の 20%を上限)		(取得価額合計が、 3億円以下のもの)

※対象設備は「特定高度情報通信用認定等設備」と規定されており、認定導入計画に記載された機械その他の減価償却資産で、一定のシステム導入の用に供するための一定のものをいいます。

(出典: 経済産業省の資料を一部加筆)

## 適用時期

特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律(仮称)の施行日から、令和4年3月31日までの間に取得等をして、事業の用に供した場合等



# 地方拠点強化税制の見直し①

## ポイント

認定事業者が特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の適用期限が2年間延長されます。  
(所得税、地方税についても同様)

## 改正内容

### ○拡充型事業（改正なし）

（本社機能を地方で拡充する場合や東京23区以外から地方に移転する場合）

特別償却	税額控除
取得価額×15%	取得価額×4%（※）

### ○移転型事業（改正なし）

（本社機能を東京23区から地方（首都圏の一部地域以外の地域）に移転する場合）

特別償却	税額控除
取得価額×25%	取得価額×7%（※）

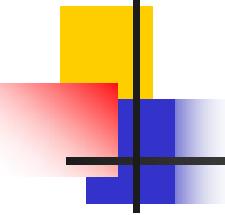
※法人税額の20%が限度

特定建物等 ・・・ 特定業務施設の建物・建物附属設備・構築物で取得価額が2,000万円以上（中小企業者は1,000万円以上）のもの

特定業務施設 ・・・ 事務所、研究所、研修所など全社的業務や研究開発、人材育成において重要な役割を担う施設をいい、施設の場所や名称で判断するのではなく、行われている業務が本社機能の業務に該当するかどうかで判断されます。

## 適用時期

移転・拡充先の都道府県知事の認定：令和4年3月31日まで  
かつ  
取得・事業供用：認定日の翌日以後2年を経過するまで



## 地方拠点強化税制の見直し②（雇用促進税制）（国税・地方税）

### ポイント

首都圏から地方に移転する企業が地方拠点強化税制を積極的に活用できるよう、雇用増加に対する税額控除限度額の見直しをおこなった上で、適用期限が2年間延長されます。

### 改正内容

#### 1. 適用要件の見直し

「給与等支給額が比較給与等支給額（※1）以上であること」との要件が廃止されます。

※1：比較給与等支給額＝前事業年度の給与等支給額×（1+雇用者増加割合×20%）

#### 2. 地方事業所基準雇用者数に係る措置における税額控除額の見直し

対象雇用者数から有期雇用又はパートタイムである新規雇用者数を除外した上で、雇用者の増加割合にかかわらず、次の金額の合計額とされます。

(1) 30万円（移転型事業にあっては50万円）×地方事業所基準雇用者数（※1）のうち無期雇用かつフルタイムの要件を満たす新規雇用者数に達するまでの数

※1 地方事業所基準雇用者数は、増加雇用者数を上限とします。

(2) 20万円（移転型事業にあっては40万円）×（地方事業所基準雇用者数（※2）－新規雇用者総数（地方事業所基準雇用者数を超える部分を除きます））

※2 地方事業所基準雇用者数は、増加雇用者数を上限とします。

#### 3. 地方事業所特別基準雇用者数に係る措置における特別税額控除額の引上げ

##### (1) 原則

40万円（現行：30万円）×地方事業所特別基準雇用者数

##### (2) 特定業務施設が準地方活力向上地域（近畿圏及び中部圏の中心部）内にある場合

30万円（現行：20万円）×特定業務施設に係る地方事業所特別基準雇用者数

#### 4. 特定業務施設の整備に関する要件の見直し

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る認定要件のうち特定業務施設の整備に関する要件について、既存施設におけるオフィス環境の整備（事務機器の増設等）を特定業務施設の整備とみなすこととされます（所得税についても同様）。

### 適用時期

令和4年3月31日までに開始する事業年度まで適用

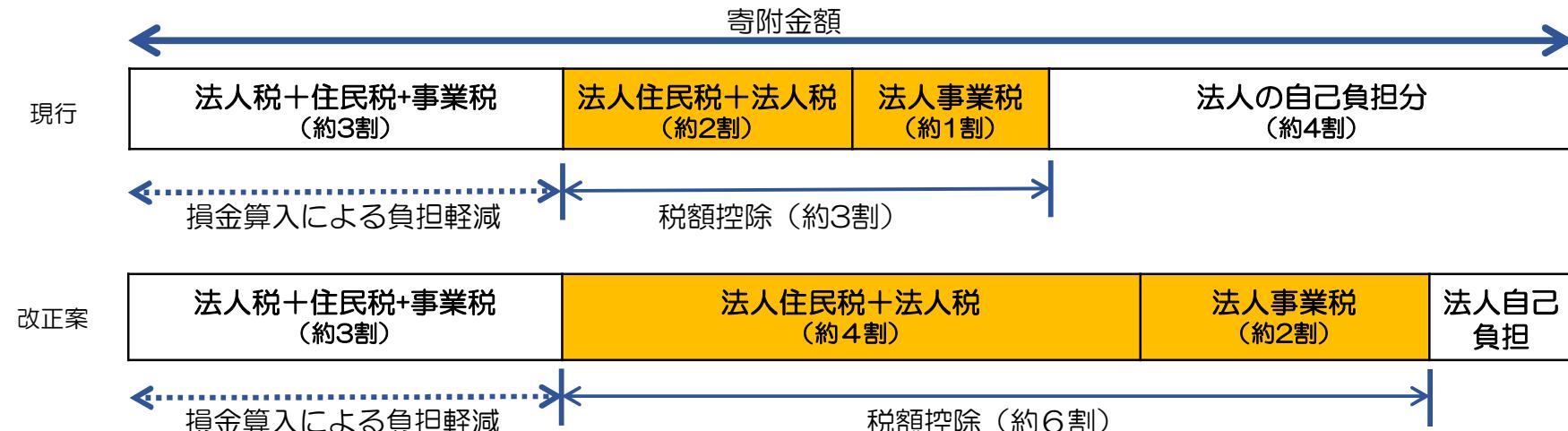
# 認定地方公共団体の寄附活用事業への寄附金の税額控除

## ポイント

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について以下の拡充等の措置が講じられたうえ、適用期限が5年延長されます。

## 改正内容

- 税額控除割合を3割から6割に引き上げ（※損金算入措置（約3割）と合わせて最大で寄附金額の約9割の負担軽減）

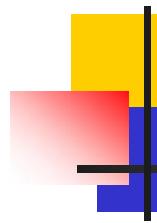


- 地域再生計画に記載されるまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の見直しと計画認定手続きの簡素化

- 対象事業に一定の補助金等による事業を追加
- 関係法令の改正を前提に、個別事業を認定する方式から包括的に事業を認定する方式に転換

- 寄附金の範囲の拡大

認定地方公共団体が受領する寄附金が、その寄附金に関連するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業費を上回った場合の適正化措置が講じられることを前提に、認定地方公共団体がその事業を行う前にその認定地方公共団体に対して支出する寄附金も対象とされます。



# 私的年金等に関する公平な税制の在り方

## ポイント

確定拠出年金法等の改正を前提に、次の措置が講じられます。

## 改正内容

1. 事業主が拠出する確定拠出年金法の事業主掛金及び中小事業主掛金について、確定拠出年金の加入可能要件並びに同法の簡易企業型年金及び中小事業主掛金納付制度の実施可能な事業主の対象範囲の見直しが行われた後も、引き続き損金算入することとなります。
2. 確定給付企業年金制度の終了時における同制度から個人型確定拠出年金制度への年金資産の移換及び加入者の退職等に伴う企業型拠出年金制度からの通算企業年金制度への年金資産の移換を可能とする見直しに伴い、退職年金等積立金に対する法人税における退職年金等積立金について、所要の措置が講じられます。

### 改 正 内 容

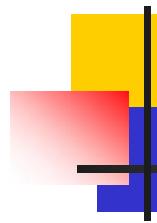
#### 【拡充等】

項目	改正案（適用期限等）
(1) 高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度	次の措置が講じられた上で、適用期限が令和4年3月31日まで2年延長（所得税も同様） ① 中長期的な計画に基づきおこなう省エネ投資の対象事業者にエネルギーの使用の合理化等に関する法律の認定管理統轄事業者及び管理関係事業者を追加 ② 特別償却率を30%（現行）⇒20%（改正案）に引下げ ③ 関係法令の改正を前提に、中長期的な計画に基づき行う省エネ投資の対象資産から高効率工業炉等を除外
(2) 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却制度	関係法令の改正を前提に、対象事業に肥料、農薬、配合飼料及び農業機械の卸売事業及び小売事業が追加（所得税についても同様）
(3) 認定NPO法人の休眠預金等からの助成金	関係法令の改正により、いわゆるパブリック・サポート・テスト（※）の総収入金額及び受入寄付金総額から民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づき事業を実施するために受け取った助成金の額を除外する等の措置が講じられた後も、引き続き現行の措置を適用 ※パブリック・サポート・テスト 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準で認定基準のポイントとなるもの

### 改 正 内 容

#### 【延長】

項目	改正案（適用期限等）
（1）倉庫用建物等の割増償却制度	令和4年3月31日まで2年延長（所得税についても同様）
（2）海外投資等損失準備金制度	令和4年3月31日まで2年延長
（3）特定原子力施設炉心等除去準備金制度	令和5年3月31日まで3年延長
（4）農業経営基盤強化準備金制度	令和3年3月31日まで1年延長（所得税についても同様）
（5）短期の土地譲渡益に対する追加課税制度の適用停止措置期限	令和5年3月31日まで3年延長
（6）投資法人に係る課税の特例における 再生可能エネルギー発電設備に係る措置の 再生可能エネルギー発電設備の取得期限	令和5年3月31日まで3年延長
（7）退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置	令和5年3月31日まで3年延長



## その他特別措置法等（国税一廃止・縮減等）（法人税）

### 改 正 内 容

#### 【廃止・縮減等】

項目	改正案（適用期限等）
(1) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	<p>① 研究開発税制の特例が廃止</p> <p>② 関係法令の改正を前提に、次の事業を対象事業から除外</p> <ul style="list-style-type: none"><li>i 高度医療施設の近接の患者用宿泊施設の整備又は運営に関する事業</li><li>ii 高度医療施設への外国人の患者の便宜となるサービスの提供に関する事業</li><li>iii 多国籍企業が行う統括事業</li></ul> <p>③ 適用期限：令和4年3月31日まで2年延長</p>
(2) 国家戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度	<p>① 関係法令の改正を前提に、次の事業を対象事業から除外</p> <ul style="list-style-type: none"><li>i 水の確保が困難な地域における給排水システムの研究開発に関する事業</li><li>ii 高度医療施設の近接の患者用宿泊施設の整備又は運営に関する事業</li><li>iii 高度医療施設への外国人の患者の便宜となるサービスの提供に関する事業</li><li>iv 映画等の文字等で特に付加価値の高いものの創作又は提供に関する事業</li><li>v プログラムを表現する文字等で特に付加価値の高いものの研究開発に関する事業</li></ul> <p>② 適用期限：令和4年3月31日まで2年延長</p>
(3) 革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は特別控除制度	所要の経過措置が講じられた上、令和2年3月31日をもって廃止 (所得税についても同様)
(4) 再生可能エネルギー発電設備等の特別償却制度	<p>① 特別償却率が20%（現行）から14%（改正案）へ引下げ</p> <p>② 適用期限：令和3年3月31日まで1年延長（所得税についても同様）</p>
(5) 耐震基準適合建物等の特別償却制度	耐震基準適合建物等に係る措置の規定を削除（所得税についても同様）

### 改 正 内 容

#### 【廃止・縮減等】

項目	改正案（適用期限等）
（6）情報流通円滑化設備の特別償却制度	適用期限（令和2年3月31日）をもって廃止
（7）障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度	① 対象資産から工場用の建物等を除外 ② 機械装置の割増償却率を24%から12%に引下げ ③ 適用期限：令和4年3月31日までの期間内の日を含む事業年度まで2年延長（所得税についても同様）
（8）企業主導型保育施設用資産の割増償却制度	適用期限（令和2年3月31日）到来をもって廃止（所得税についても同様）
（9）金属鉱業等鉱害防止準備金制度	適用期限（令和2年3月31日）到来をもって廃止 ただし、令和2年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度については縮小した率による経過措置あり（所得税についても同様）
（10）特定災害防止準備金制度	① 準備金積立率を100%から60%に引下げ ② 適用期限：令和4年3月31日までの期間内の日を含む事業年度まで2年延長（所得税についても同様）
（11）国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例	① 関係法令の改正を前提に、一部事業を対象事業から除外 ② 適用期限：令和4年3月31日までの期間内の日を含む事業年度まで2年延長
（12）中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻し還付制度の不適用	所要の経過措置を講じ、設備廃棄等欠損金額の特例が廃止された上で、適用期限が令和2年4月1日から令和4年3月31日までの期間内の日を含む事業年度まで2年延長

# 少額減価償却資産の損金算入の特例（法人税・所得税）

## ポイント

少額減価償却資産の損金算入の特例制度が2年間延長されます。

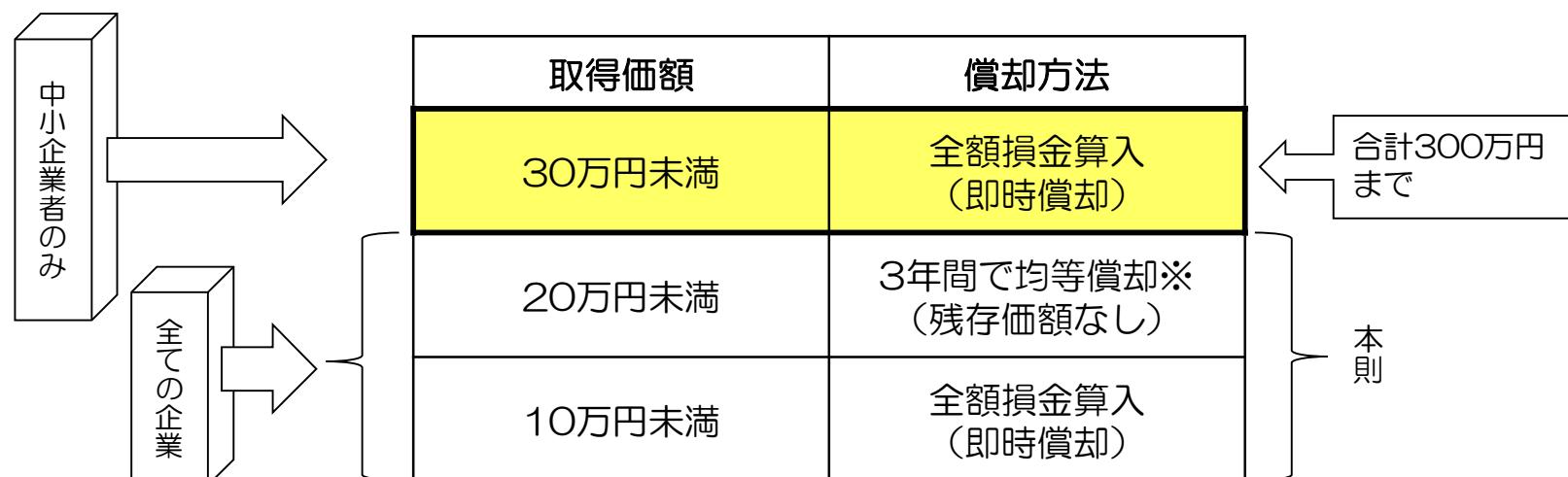
## 改正内容

### 1. 制度の概要

従業員1,000人以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合には、その減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）が認められます。

### 2. 改正案

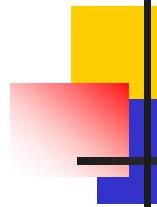
- (1) 対象法人から連結法人を除外
- (2) 対象法人の要件のうち、常時使用する従業員数要件を1,000人以下から500人以下に引き下げ  
(1) を除き、所得税についても同様)



（出典）経済産業省

## 適用時期

令和4年3月31日までの事業供用分まで適用



## その他特別措置法等（地方税—新設・延長・廃止・縮減等）

### 改 正 内 容

#### 【新設】

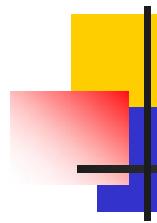
項 目	改正案
電気供給業を行う法人の事業税の課税標準の特例	電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、次の金額を追加 「収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から非化石証書を購入し、又は卸電力取引所を介して自らが販売を行った非化石証書を購入し、これらの非化石証書を利用して非化石エネルギー源に由来する電気として供給を行う場合の当該電気の供給に係る収入金額のうち、当該非化石証書の購入に係る料金として支払うべき金額に相当する収入金額」

#### 【延長】

項 目	改正案（適用期限等）
(1) 銀行等保有株式取得機構に係る法人事業税資本割の課税標準の特例措置	令和5年3月31日までに開始する事業年度まで3年延長
(2) 電気供給業を行う法人の事業税の課税標準の特例	他の電気供給業を行う法人から託送供給を受けて電気の供給を行う場合の当該電気の供給に係る収入金額のうち、当該電気の供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置を令和5年3月31日まで3年延長

#### 【廃止・縮減等】

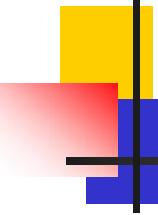
項 目	改正案（適用期限等）
電気供給業を行う法人の事業税の課税標準の特例	電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額のうち、使用済燃料再処理等既発電費に相当する金額を控除する措置を、適用期限（令和2年3月31日）到来をもって廃止



## 会社関係制度の見直しに係る措置

### 改 正 内 容

項目	改正案
(1) 譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例等	法人に対する役務提供の対価として交付される譲渡制限付株式でその譲渡制限付株式と引換えにする払込み又は給付を要しない場合のその譲渡制限付株式を対象に追加
(2) 法人の支給する役員給与における過大な役員給与のうち形式基準	定款等により役員に対して支給することができるその法人の株式又は新株予約権の上限数を定めている場合 法人のその株式又は新株予約権に係る限度額＝ その定められた上限数×支給時等における価額
(3) 法人の支給する役員給与における業績連動給与の手続に係る要件	独立職務執行者から除外される親法人の業務執行者等に該当していた者の範囲の見直し



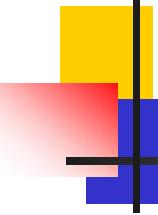
# 時価の算定に関する会計基準

## ポ イ ン ト

時価の算定に関する会計基準の導入に伴い、次のとおり整備がおこなわれます。

## 改 正 内 容

項目	改正案
(1) 売買目的有価証券の時価評価金額	<p>①市場有価証券（取引所売買有価証券、店頭売買有価証券、取扱有価証券及びその他価格公表有価証券をいう）について事業年度終了の日における公表最終価格がない場合の時価評価金額</p> <p>【現 行】：直近公表最終価格</p> <p>【改正案】：直近公表最終価格に基づき合理的な方法により算出した価格</p> <p>②上記①の市場有価証券以外の有価証券（株式又は出資を除く）の時価評価金額</p> <p>【現 行】：i 償還期限等の定めのあるもの：</p> <p>事業年度終了時における帳簿価額に償却原価法による配分額を加減算した金額もしくはその他その有価証券のその時における価額として合理的な方法により計算した金額</p> <p>ii 上記以外：事業年度終了時における帳簿価額</p> <p>【改正案】：その有価証券に類似する銘柄の有価証券について公表された事業年度終了の日における最終の売買価格又は利率その他の指標に基づき合理的な方法により算出した価格</p> <p>③上記①及び②の合理的な方法により算出した価格について、下記事項を記載した書類の保存が必要</p> <p>i その方法を採用した理由</p> <p>ii その他その算定の基礎となる事項</p>



# 時価の算定に関する会計基準

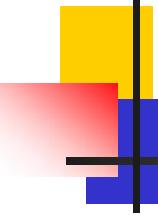
## 改 正 内 容

項 目	改正案
(2) 有価証券に係る評価損の計上事由	価額の著しい低下を評価損の計上事由とする有価証券の範囲を前ページ(1)①及び②の有価証券とする等の見直しがおこなわれます。
(3) 短期売買商品等(仮想通貨を除く)の時価評価金額	前ページ(1)と同様の見直しがおこなわれます。
(4) デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入	下記の事項を記載した書類を保存しなければならないこととされます。 ①未決済デリバティブ取引に係るみなし決済損益額(市場デリバティブ取引等の最終市場価格による授受額を除く)の算定に用いた合理的な方法を採用した理由 ②その他その算定の基礎となる事項
(5) 貸倒引当金	貸倒引当金の対象となる金銭債権から債券が除外されます。 (所得税についても同様)

## 適 用 時 期

令和2年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用

なお、同日から令和3年3月31日までの期間内の日を含む各事業年度における事業年度終了の日における公表最終価格がない市場有価証券及び市場有価証券以外の有価証券(株式又は出資を除く)並びに事業年度終了の日における公表最終価格がない短期売買商品等(仮想通貨を除く)の時価評価金額について、現行法の規定による評価額によることができる経過措置が講じられます。



## その他法改正に関する措置

### 改 正 内 容

項 目	改正案
(1) マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に係る措置	<p>マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正を前提に、次の措置が講じられます。</p> <p>①敷地分割組合（仮称）を公益法人等とみなして、収益事業から生じた所得以外の所得について非課税とされます。</p> <p>②マンション敷地売却組合の業務範囲の見直し後も、引き続き公益法人等とみなされます。</p>
(2) 森林組合法の改正に係る措置	<p>森林組合法の改正を前提に、森林組合の組合員資格の見直し等がおこなわれた後も、森林組合及び森林組合連合会は引き続き協同組合等（法人税法別表第三）とされます。</p>

# 電気供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し

## ポイント

電気供給業のうち、発電事業及び小売電気事業に係る法人事業税の課税関係について、次の見直しがおこなわれます。

## 改正内容

【電気供給業のうち、発電事業及び小売電気事業に係る法人事業税の課税関係】

現行	改正案	
収入割のみ課税 (所得割、付加価値割及び資本割の対象となりません)	資本金1億円超の普通法人	収入割、付加価値割及び資本割の合算額によって課税
	資本金1億円以下の普通法人	収入割、所得割の合算額によって課税

【現行】

法人事業税＝収入割 約1.3%
(地方法人特別税を含む)



【改正案（資本金1億円超）】

法人事業税 収入割1.05% ※	付加価値割 0.37%
	資本割 0.15%

【改正案（資本金1億円以下）】

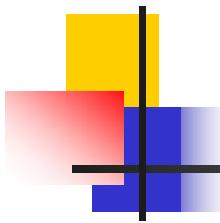
法人事業税 収入割1.05% ※	所得割 1.85%
------------------------	--------------

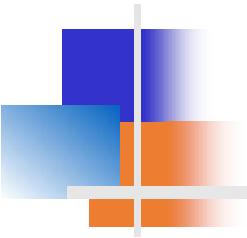
※ 特別法人事業税（基準法人収入割額の40%を乗じた率）を含みます。なお、収入割の標準税率は0.75%です。

（出典：経済産業省の資料を一部加筆）

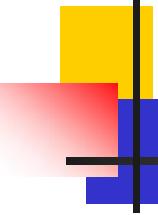
## 適用時期

令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用





# 連結納稅



# 連結納税制度の見直し①

## ポイント

連結納税制度を見直し、グループ通算制度へ移行されます。

## 改正内容

### ■ 連結納税制度及びグループ通算制度の概要

	現 行	改正案
名称	連結納税制度	グループ通算制度
申告・納付	親法人は、連結所得に対する法人税の申告及び納付をおこなう。	親法人及び各子法人が法人税の申告及び納付をおこなう（※1）。
電子申告	令和2年4月1日以後開始する事業年度より、大法人（※2）については、電子申告による提出が義務化	グループ通算制度の適用法人については、電子申告による提出が義務化
経過措置	—	連結納税制度の承認は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度において、グループ通算制度の承認とみなされる（※3）。

※1 親法人の電子署名により、子法人の申告及び申請、届出等を行うことができます。

※2 大法人とは、内国法人のうち事業年度開始時において資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人をいいます。

※3 連結親法人が令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日までに所轄税務署長に届出を提出することによりグループ通算制度を適用しない単体納税法人となることができます。

## 適用時期

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用

# 連結納税制度の見直し②

## ポイント

グループ通算制度への移行に伴い、損益通算の方法については、各欠損法人の欠損金及び通算グループ内の繰越欠損金の額を各所得法人の所得金額等の比で配賦するプロラタ方式が採用されます。

## 改正内容

### ■ 現行及び改正案の対照表

	現 行	改正案
損益通算	連結グループ内の各法人の所得金額を基礎とし、所要の調整を加えた上で、連結グループ一体として計算	欠損法人の欠損金額の合計額（所得法人の所得の金額の合計額を限度）を所得法人の所得の金額の比で配分し、所得法人において損金算入 損金算入された金額の合計額を欠損法人の欠損金額の比で配分し、欠損法人において益金算入
税率	連結親法人の適用税率	通算グループ内の各法人の適用税率（※1） なお、中小法人の軽減税率の適用対象所得金額は、年800万円を各所得法人の所得の金額の比で配分した金額。
更修正事由 の影響	税務調査の結果の更正は連結納税グループ全体について連結親法人に対して行われ、修正申告をする場合は連結納税グループ全体で計算・作成して連結親法人が提出する。	損益計算できる損失等は、期限内申告書に記載された当期の所得又は過年度の欠損金額が、当期の所得又は過年度の欠損金額とみなされる（※2）。

※1 中小法人の判定については、通算グループ内のいずれかの法人が中小法人に該当しない場合には、通算グループ内の全ての法人が中小法人に該当しないこととなります。

※2 法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるときには、プロラタ方式により再計算が必要となります。

# 連結納税制度の見直し③

## ポイント

グループ通算制度への移行に伴い、投資簿価修正制度が改組されます。

## 改正内容

### ■ 現行及び改正案の対照表

現 行	改正案
<p>① 投資簿価修正とは 連結子法人株式を売却した時、連結子法人の離脱時に、その子法人の帳簿価額を修正する制度です。</p>	通算グループ内の子法人の株式の評価損益及び通算グループ内の他の法人に対する譲渡損益は計上しない。
<p>② 修正する理由 連結子法人が損失を計上した場合、連結所得金額計算で損失が控除され、また子法人の株価も下落します。 親法人がその子法人の株式を売却した場合、通常売却損が計上され「控除済の損失+株式売却損」で損失の二重計上となります。 この二重計上を申告調整することで回避します。</p>	通算グループからの離脱法人の株式の離脱直前の帳簿価額を離脱法人の簿価純資産価額に相当する金額とする。
<p>③ 投資簿価金額 帳簿価額+（売却事業年度の利益積立金額△連結納税開始時の利益積立金額）</p>	グループ通算制度の適用開始又は通算グループへの加入をする子法人で親法人との間で完全支配関係の継続が見込まれないものの株式について、株主において時価評価により評価損益を計上する。

※ グループ通算制度の適用開始又は通算グループへの加入後損益通算せずに2月以内に通算グループから離脱する法人については、上記を適用しないこととされます。

# 連結納税制度の見直し④（法人税）

## ポイント

グループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度が見直されます。

## 改正内容

### ■現行及び改正案の対照表

項目		現行	改正案
受取配当等の 益金算入制度	関連法人株式等に係る 負債利子控除額	各法人において原則法又は簡便法に より計算した金額	関連法人株式等に係る配当等の額の4%相当額 (その事業年度に支払う負債利子の額の10% 相当額を限度)
	関連法人株式等又は 非支配目的株式等の判定	各法人においてそれぞれの保有株式 数等により判定	100%グループ内の法人全体の保有株式数等 により判定
寄附金の損金算入限度額計算の計算の基礎 となる「資本金等の額」		当該事業年度終了の時における資本 金等の額（当該資本金等の額が0に 満たない場合には0）	資本金の額+資本準備金の額
貸倒引当金の対象債権 (100%グループ内の法人間の金銭債権の 取扱い)		対象債権に含まれる	対象債権から除外
資産の譲渡に係る特別控除額の特例にお ける定額控除限度額（年5,000万円）の 取扱い		各法人において適用	100%グループ内の各法人の特別控除額の合計 額が定額控除限度額を超える場合は、その超え る部分の金額は損金不算入

# 連結納税制度の見直し⑤（法人税）

## ポイント

グループ通算制度の適用開始又は加入前の欠損金の制限が親法人にも適用されます。

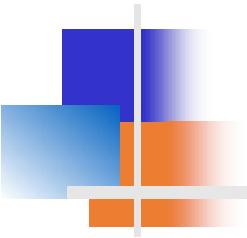
制度開始・加入時の時価評価課税及び欠損金の制限について、組織再編税制との整合性の観点から以下のように改組されます。

## 改正内容

### ■現行及び改正案の対照表

項目	現 行		改正案		
親法人の制度開始前欠損金	利用制限なし		特定欠損金（その法人の所得の金額を限度として控除ができる欠損金）：親会社へのSRLYルールの導入		
制度開始・加入時の時価評価課税及び欠損金	時価評価課税なし 欠損金持込可能 (連結子法人は自己の所得の範囲内)	<ul style="list-style-type: none"><li>完全支配関係が5年超ある完全子法人と連結納税を開始する場合</li><li>適格株式交換等により完全子法人化した場合</li><li>適格合併等により被合併法人等が5年超保有する完全子法人を加入させた場合</li></ul>	開始	<ul style="list-style-type: none"><li>親会社との間に完全支配関係の継続が見込まれる子法人</li><li>いずれかの子法人との間に完全支配関係の継続が見込まれる親法人</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>支配関係が5年超又は</li><li>適格組織再編成における共同事業要件を満たす法人</li></ul>
	時価評価課税なし 欠損金一部切捨て	—	加入	<ul style="list-style-type: none"><li>適格株式交換等により加入了した株式交換等完全子法人</li><li>通算グループ内の新設法人</li><li>適格組織再編成と同様の要件として一定の要件の全てに該当する法人</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>支配関係が5年以内かつ</li><li>適格組織再編成における共同事業要件を満たさない法人</li></ul>
	時価評価課税 欠損金切捨て	<ul style="list-style-type: none"><li>完全支配関係が5年以内の完全子法人と連結納税を開始する場合</li><li>非適格組織再編又は再編以外の取引により完全子法人化した場合</li></ul>		上記以外のもの 例) <ul style="list-style-type: none"><li>開始時のグループ法人で完全支配関係がある法人間の適格組織再編と同様の要件に該当しないもの</li><li>非適格組織再編により加入了した再編当事者</li><li>再編当事者以外の加入了法人で上記以外のもの</li></ul>	

（出典：連結納税制度に関する専門家会合第3回会議資料を一部加筆）



# 國際課稅

# 子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避への対応① (法人税・法人住民税・法人事業税)

## ポイント

- 子会社からの受取配当の益金不算入制度とその子会社の株式の譲渡による譲渡損を組み合わせることによる不当な租税回避を防止するため、一定の支配関係のある子会社からの一定の額を超える配当について、受取配当の益金不算入の適用を受けた金額相当を、子会社株式の簿価から引き下げることとされます。これにより該当するケースでは、子会社株式の譲渡損失が現行制度よりも減少することとなります。
- 法人住民税及び事業税についても、本制度に準じた所要の措置が設けられます。

## 改正内容

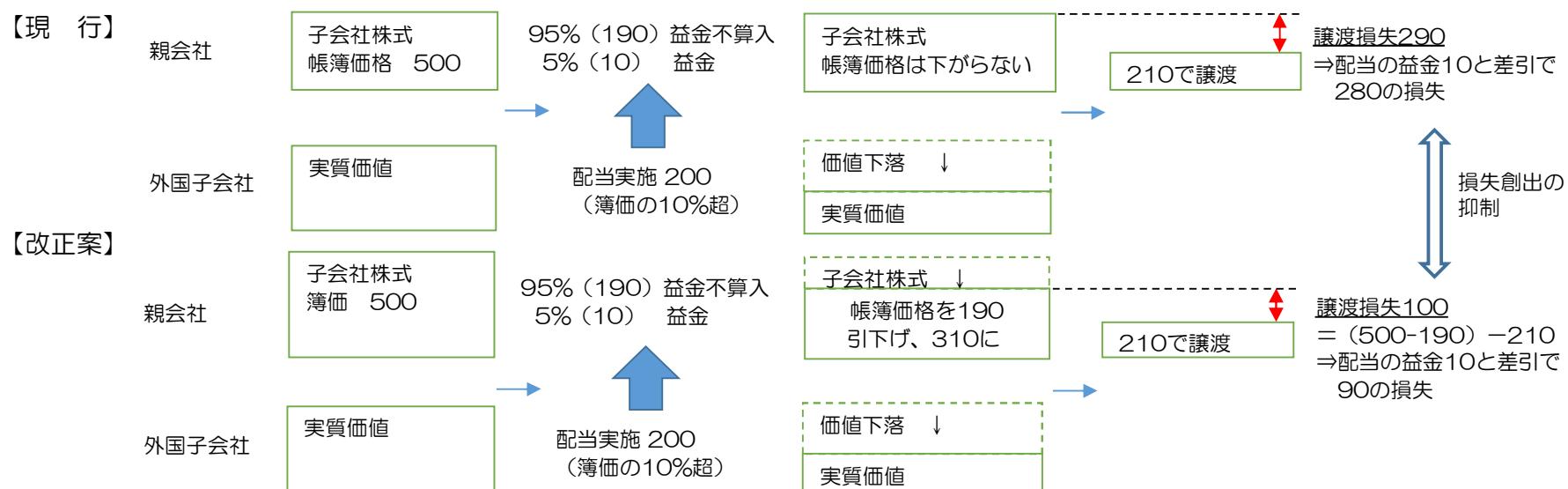
- 法人が配当等の決議の日において特定支配関係(※1)を有する他の法人(特定関係子法人)から受ける配当等の額(=対象配当金額(※2))が、その特定関係子法人の株式の帳簿価額の10%を超える場合には、その対象配当額のうち益金不算入制度の適用を受けた額を、その特定関係他法人の株式等の帳簿価格から、引き下げることとなります。

※1 他の法人の株式等又は議決権の数等の50%超を直接又は間接に保有する関係をいいます。

※2 その事業年度開始の日からその受ける直前までにその特定関係子法人から受ける配当等の額を含みます。

- 現行と改正案での配当受取と子会社株式譲渡による結果の比較

(例) 外国会社の株式(100%)を外部から500で取得 ⇒ 配当を200実施 ⇒ 子会社株式を210で譲渡



## 適用時期

明記なし

### ポ イ ン ト

本制度では、利益の蓄積に対して我が国で限定的にしか課税されない、外国にある子会社を利用した不当な租税回避がおこなわれることを防止するとともに、国内で正当に課税を受けて蓄積された利益の株主への分配を阻害する要因とならないよう、一定の場合の配当等を、制度の対象から除外する措置が設けられます。

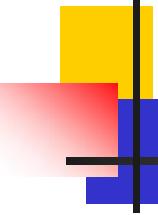
### 改 正 内 容

#### ■改正案の対象から除外される配当等の概要

- 1 以下の配当の額は、本制度の対象となる受取配当から除外されます。
  - (1) 子会社が内国法人で、設立から特定支配関係発生日まで、株式総数等の90%以上を内国法人等が保有する場合
  - (2) 下記の①の額から②の額を引いた額が③の額以上となる場合の対象配当金額
    - ① 配当決議事業年度開始日の特定関係子法人の利益剰余金
    - ② 当該事業年度開始日からその配当を受ける日までの間に、特定関係子法人の株主が受ける配当等の総額
    - ③ 特定支配関係発生日の属する事業年度開始日の特定関係子法人の利益剰余金に一定の調整を加えた額
  - (3) 特定支配関係発生日から10年を経過した日以後に受ける配当等の額
  - (4) 対象配当金額が2,000万円を超えない場合の対象配当金額
- 2 対象配当金額のうち、特定支配関係発生日以後の利益剰余金の額から支払われたと認められる額がある場合は、その額を超える部分を、本制度で株式の簿価を切り下げる対象となる益金不算入額とすることができます。

### 適 用 時 期

明記なし



# 金融口座情報の自動的交換のための報告制度等の見直し

## ポイント

「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」における、特定法人の範囲の縮小がおこなわれます。

## 改正内容

### 【金融口座情報の自動的交換のための報告制度とは？】

～制度の趣旨～

OECDで策定された「共通報告基準（CRS）」に従って、  
①金融機関が非居住者の金融口座情報を税務当局に報告し、  
②これを各国の税務当局間で互いに交換することにより、  
③外国の金融口座を利用する国際的な脱税及び租税回避に対処するため  
に設けられた、国際的な情報交換制度です（既に平成29年1月1日より施行されています）。

～具体的な影響～

国内金融機関で新たに口座開設をおこなう者は、その金融機関へ自らの居住地国等を記載した届出書の提出が求められており、その届出書には、名称・所在地、居住地国、外国の納税者番号などを記載する必要があります。

### 【特定法人とは？】

上記の届出をおこなう法人のうち、その法人の「実質的支配者」に係る居住地国等についても、届出書への記載が義務付けられている法人をいいます。

「実質的支配者」とは、その法人の議決権の総数の25%超を直接又は間接に有していると認められる者等をいいます。

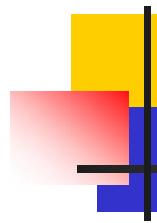
### 【改正案】

今回の令和2年税制改正では、特定法人の範囲から、次の法人を除外することとなります。

- ・設立後、2年を経過していない法人
- ・租税条約等の相手国等（報告対象国を除く）のうち一定の国又は地域の法令に準拠して設立された一定の外国報告金融機関等

## 適用時期

令和4年1月1日から適用



# 外国子会社合算税制の見直し

## ポイント

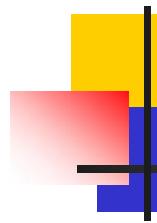
- 部分合算課税制度の対象となる受取利子等の範囲が一部見直されます。
- 投資法人等の配当等に係る二重課税調整の措置がおこなわれます。

## 改正内容

項目	改正案
(1) 部分合算課税制度の対象となる受取利子等の範囲見直し  【前提となる取扱い】 部分合算課税制度の対象となる受取利子等から除外されるものとして、従前は本店所在地国で金銭の貸付等の事業のための通常必要と認められる金銭の貸付に係る利子等がありました。	左記の除外される対象に以下が追加されます。  その本店所在地国において、その役員又は使用人が棚卸資産の販売の事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事している外国関係会社が、非関連者に対しておこなう棚卸資産の販売から生ずる利子の額（棚卸資産の販売から生ずる利子（いわゆる「ユーザ NS 金利」）に係るものに限ります）  ※ ユーザ NS とは、代金回収まで支払を猶予する期間のことです。
(2) 投資法人等の配当等に係る二重課税調整措置  【前提となる取扱い】 従前は、合算課税の適用を受ける投資法人の外国関係会社が負担する外国法人税について、二重課税調整ができませんでした。	投資法人等が合算課税の適用を受ける場合には、外国関係会社の所得に対して課される外国法人税の額のうち、合算対象とされた金額に対応する部分の金額は、その投資法人等が納付した外国法人税の額とみなして、投資法人等の配当に係る二重課税調整の対象とする等の措置を講じられます。

## 適用時期

- 外国関係会社の令和2年4月1日以後に開始する事業年度より適用
- 外国関係会社の令和2年4月1日以後に終了する事業年度より適用



# 外国税額控除における控除対象外国税額の範囲の見直し

## ポイント

外国税額控除における控除対象外国税額の範囲の縮小がおこなわれます。

## 改正内容

項目	改正案
<p>(1) 外国税額控除における控除対象外国税額の範囲の縮小</p> <p>【前提となる取扱い】 わが国で所得と認識されない金額に対して課される外国法人税の額は、外国税額控除の対象外とされています。</p>	<p>【内容】 左記の外国税額控除の対象外とされている外国法人税の額に、次の外国法人税の額が加えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・外国法人等の所得について、これを内国法人の所得とみなして、その内国法人に対して課される外国法人税の額</li><li>・内国法人の国外事業所等において、その国外事業所等から本店等又は他の者に対する支払金額等がないものとした場合に得られる所得につき課される外国法人税の額</li></ul>

※ 居住者に係る外国税額控除制度についても、上記と同様の見直しがおこなわれます。

## 適用時期

法人税：令和3年4月1日以後開始事業年度より適用開始  
所得税：令和4年分以後より適用開始

## ポイント

- ・過大支払利子税制における対象外支払利子等の額の範囲の見直しがおこなわれます。
- ・店頭デリバティブ取引に係る証拠金の利子の非課税制度の対象範囲に見直しがおこなわれます。

## 改正内容

項目	改正案
(1) 過大支払利子税制 対象外支払利子等の範囲の縮小	<p>【前提】 外国法人の恒久的施設が有する債権に係る経済的利益を受ける権利が、 その外国法人の本店等に移転されることがあらかじめ定まっている場合</p> <p>【内容】 対象外支払利子等の額から、法人がその恒久的施設に支払う利子等の額 が除かれます。</p>
(2) 店頭デリバティブ取引に係る 証拠金の利子の非課税制度の対象 範囲の縮小	「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決 済に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴い、対象となる店 頭デリバティブ取引の範囲から、暗号資産デリバティブ取引が除外され ます。

## 適用時期

明記なし

